

豊丘村農業委員会の農地利用最適化推進委員 募集要項

1. 募集人数と担当区域

7人

| | | | | | | |
|-----|-----|-----|----|-----|-----|------|
| 河野区 | 堀越区 | 田村区 | 林区 | 伴野区 | 福島区 | 壬生沢区 |
| 1人 | 1人 | 1人 | 1人 | 1人 | 1人 | 1人 |

2. 任用期間

令和3年4月30日から令和6年4月29日（3年間）

3. 身分

豊丘村特別職の非常勤職員

4. 職務内容

担当する区域で、農業委員と連携し、主に以下の活動を行います。

- (1) 担い手への農地利用の集積・集約化に向けた活動
- (2) 遊休農地の発生防止・解消に向けた活動
- (3) 新規参入の促進のための活動
- (4) その他、地域の農業振興に向けた活動

※これらの推進のために、農地パトロールや地域での話し合いなどの活動を行う予定です。また、毎月開催する定例会にも出席いただきます。

5. 委員報酬

年額 444,000円（農業委員と同額です）

6. 推薦を受ける者及び応募する者の資格

農地等の利用の最適化の推進に熱意と識見を有し、その他の農業委員会の所掌に属する事項に関しその職務を適切に行うことができる者で、推進委員の委嘱時において、次の各号のいずれにも該当する者。

- (1) 原則として村内に住所を有する者
- (2) 村が設置する附属機関等の委員でない者
- (3) 他の法律で兼職が禁じられていない者
- (4) 次のいずれにも該当しない者
 - ア 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
 - イ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

7. 推薦及び応募に係る手続き等

推薦及び募集の方法は、農業者または農業者が組織する団体等からの推薦を受けて

申し込む方法と、自ら応募する方法の2通りがあります。

次の様式に必要な事項を記入し、持参または郵送により豊丘村農業委員会事務局へ提出してください。

なお、推薦及び応募に係る書類は返却いたしませんので、ご了承ください。

(1) 提出書類

- ① 農業者または農業者が組織する団体等が推薦する場合
豊丘村農業委員会の農地利用最適化推進委員推薦調書（様式第1号（その1またはその2））
- ② 自ら応募する場合
豊丘村農業委員会の農地利用最適化推進委員応募書（様式第2号）

(2) 様式の入手方法

豊丘村農業委員会事務局にて配布するほか、豊丘村ホームページからダウンロードすることもできます。

【豊丘村ホームページアドレス】 <http://www.vill.nagano-toyooka.lg.jp/>

(3) その他

農地利用最適化推進委員及び農業委員の両方に推薦または応募することができますが、他の市町村を含めて両委員を兼ねることはできません。

8. 募集期間

令和3年1月5日（火）から令和3年2月1日（月）まで

※推薦調書または応募書を持参される場合は、月曜日から金曜日までの午前8時30分から午後5時15分までの間に提出願います。

※郵送される場合は、簡易書留にて郵送してください。（令和3年2月1日（月）当日消印有効）

9. 選考方法

提出いただいた書類を基に選考いたします。

なお、必要に応じて面接を行う場合があります。

10. 応募等の内容の公表

応募期間の中間及び期間終了後に、豊丘村ホームページで、提出のあった応募及び推薦に係る書類を基に、以下の内容を公表します。

- (1) 推薦をした者の氏名、職業、年齢及び性別（推薦をした者が法人又は団体である場合は、名称、目的、代表者又は管理人の氏名、構成員の数、構成員たる資格その他の当該法人又は団体の性格を明らかにする事項）

- (2) 推薦を受けた者又は応募した者の氏名、職業、年齢、性別、経歴及び農業経営の状況
- (3) 推薦又は応募の理由
- (4) 推薦を受けた者又は応募した者が、法第9条第1項の規定により農業委員として推薦を受け、又は応募しているか否かの別
- (5) 担当区域ごとの推薦を受けた者の数
- (6) 担当区域ごとの応募した者の数
- (7) その他農業委員会が必要と認める事項

11. 問い合わせ・応募書類の提出先

〒399-3295

長野県下伊那郡豊丘村大字神稲 3120 番地

豊丘村農業委員会事務局（豊丘村役場 産業建設課 農政係）

電話：0265-35-9056（直通）・0265-35-3311（代表）